

## 後記

浦野 聡

優れた専門家のご報告と充実した討論を通じ、いくつもの重要で刺激的な論点（先験的・制度尊重主義 vs 功利主義 vs プラグマティズムや、「倫理」の来し方行く末など）をご指摘いただけた。縁あって企画に携わることになった者のひとりとして、最後に、現在の世界を覆いつくすグローバル経済のコンテクストを意識しつつ、人権問題と同じく解決への取り組みを避けて通れない環境問題と対比しながら、人権と倫理の問題についての若干の展望（あるいはむしろ展望の難しさに関するコメント、と言った方が正確だろう）を付け加えることをお許し願いたい。

グローバル化が進んだこんにちの世界で、人権問題は、環境問題とならび、私たちが常日頃から意識し、根本的な解決を望む最重要の問題群といえよう。「分別ゴミの収集日を覚える気もなく、ゴミ出しを全部妻であ

る私に押し付けてくる」などというケースは、両者の問題を身近に意識させる日常の一コマだろうが、これらの問題をめぐる大きな国際会議は毎年のように開かれ、国連や各国首脳級・大臣級会談でも両者が重要議題として取り上げられることも多い。今や有力企業の多くが会社のホームページで取り組みをアピールしている「持続可能な発展目標」<sup>①</sup>「SDGs」は、環境問題分野での目標ばかりが注目されがちだが、二〇一五年にそれを世界に向けて発表した国連の『我々の世界を変革する…持続可能な発展のための2030アジェンダ』<sup>②</sup>は、「発展の（経済的、社会的、環境的な）三側面を調和させる」べきと述べ、ヴィジョンのひとつに「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く」と謳っている<sup>③</sup>。自然環境の破壊は人の尊厳にかかわるもつとも基本的な人権、ひとびとの生存の権利すら脅かすものだから、

前者の問題解決は、後者の問題の、少なくとも改善につながるはずだ、というように、両者への取り組みには同じ方向を向いて協力し合える部分がある。とはいえ、人権問題は、大抵、人間同士の関係に起因しており、環境問題が解決されたからと言って、たとえば、人身売買や嫌がらせ、言論統制といった、人が人の尊厳や自由を侵害することの問題が解決されるわけではないから、両者は、本来的に相互に独立した問題群といえる。現実には、世界の先進国が、脱炭素に不可欠な二次電池用希少金属の採掘を加速するため、途上国のひとつとに数十円の時給で過酷な長時間労働を強いているとか、SNSメディアに実現された自由な言論空間が、気候変動否定言説を拡散する場になってしまっているとか、時に、両者は異なるベクトルで絡み合っている。筋縄ではいかない問題状況を作り出すこともある。

両者の問題解決への取り組みを比べてみると、環境問題において国際協調や学際・産学共同の取り組みが目覚しく進展していることは、際立つ特徴だろう。自然環境への人為的影響を気候学者が評価・予測し、温室効果ガスや有害物質の排出を抑える技術の開発に産業界やエンジニアが取り組み、環境保全・回復を促す法や経済制度策定を立法・行政機関やシンクタンクが進め、環境思想や環境教育も研究教育の場で深まるというように、世界中、多くの分野の

専門家が環境問題解決に取り組むネットワークや制度的枠組みは発展を続けている。中でも、深刻化する地球温暖化の最たる原因と目されるようになった温室効果ガスの排出量算定ベースが設けられ、排出権取引の仕組みまでもが作られたのは画期的であったと思う。各国政府や企業に環境改善の達成目標を設定することを可能にするだけでなく、取り組みの進展度を金銭評価されたスコアとして示しうるため、そこにビジネスチャンスを生み出して、企業に取り組み参加への金銭的インセンティブを与えた<sup>④</sup>。人類の存続にかかわる重大問題に、金勘定を持ち込むことの倫理的な違和感は当然生じうるだろう。しかし、この仕組みがあるからこそ、「道徳観念」<sup>⑤</sup>を失った今日の「超商業主義化資本主義社会」のエリート層や巨大企業をして、世界の各国の政策的な足かせや各国間（とりわけ生産国と消費国間）の利害対立を乗り越えさせ、産官学を巻き込むような取り組みを加速させることになったという紛れもない現実がある。ところで、それにひきかえ、人権問題への取り組みにおいて、多分野協働や国際協調の取り組みが進んでいるとはいえない。例えば、情報科学やエンジニアリングの専門家は、インターネット・アクセス権やデジタル権のような新しい権利の普及と保護を促す分野で取り組みに力を発揮しているし、医学界は、遺伝子医療の倫理的問題やインフォ

ームド・コンセント、患者の個人情報管理の問題、臓器売買問題など、医療にまつわる人権課題によく対処している。しかし自然科学系の分野が、古くから人間社会の奥底に巣食う人権侵害（人種差別、暴力、言論の自由抑圧など）の解消に、政治や法、行政の分野と協働しつつ、学会を挙げ取り組むというような動きは目だって見られない。

国際的取り組みでは、協調どころか、むしろ対立が深まっている。つい最近でも、二〇二一年一二月に、アメリカが「腐敗との闘い」、「権威主義からの防衛」、「人権尊重の促進」をテーマとした「民主主義サミット」を開催し、中国・ロシアをはじめとする「権威主義国」への圧力を強めようと試みた。中国政府は、それに合わせ、『中国の民主』と題する白書と『アメリカ民主の状況』という白書を相次いで発表し、自らの体制を人民の大半から支持されている民主的独裁体制と位置づける一方、人種差別を解決できず、貧富の差を拡大し、民主主義拡張を名目に世界各地で戦争を起こす独善的な金権政治の国としてアメリカをやり玉に挙げて批判した。アメリカが有志国としてサミットに招いたのは一〇九か国（と二つの地域）で、国連加盟国全一九三か国の半分強にとどまる。また、「民主主義の多様性研究所 V-Dem Institute」の二〇二一年レポートによれば、独裁体制下で暮らす人々の割合は二〇一〇年の四八%

から二〇二〇年には六八%に増えたという<sup>8)</sup>。中国政府のいわゆる「人民民主的独裁体制」を共有している国のみが V-Dem の分類する独裁制の国々というわけではなく、今回のシンポジウムで飯尾氏も指摘された「選挙独裁制」の国も増えている。こうして、世界の分断と断片化が進むにつれ、バイデン米大統領の強調するような「正義と法治、言論の自由、集会の自由、出版の自由、宗教の自由、各個人に生来備わっているすべての人権を守る側に立つ」という価値観を共有する「民主主義の世界的コミュニティ」の国々が、一九八〇年代以来、再び少数派に転じる未来もすぐそこに見える現在である。

このように国際政治の世界の分断と分裂が深まる中、グローバル経済の担い手たちも人権問題に対し十分大きな役割を果たしていない。生存権・平等権の分野では、確かに雇用における女性差別解消は進んできているとはいえず、賃金格差解消や女性管理職比率向上など、いまだ道半ばである上、もっと広く見わたせば、世界の人口の三割近くが相対的な貧困水準にある。確かに、エマージング諸国への投資は、貧困水準以下にとどまる人々に雇用を保証するが、生産・流通インフラの十分整わない国々への投資は、チップ・レイバー獲得目的のハイリスク・ハイリターン投資という色合いも濃く、世界経済に変調がみられる際や投資先

が政治的な不安定に見舞われる場合には、真つ先に引き上げの対象となる。高中所得国内でも、貧困層の割合が高いシングルマザーや後期高齢者<sup>②</sup>の雇用が積極的に行われることはなく、企業が、貧困層に対する雇用の確保を、利潤獲得に優先させることはない。

他方、しばしば国家レベルや犯罪集団レベルで組織的に行われる自由権の抑圧（言論封殺や不当な逮捕拘禁、強制労働、殺害等）に目を転じてみても、経済界のイニシアティブを見出すのは難しい。改善に熱心なのは、上述の「民主主義サミット」に招かれた国々の中でもデモクラシーとリベラリズムを国是とする先進国の諸政府が主であり、人権侵害国やその国の人権侵害首謀者と目する人物たちに金融制裁を課したり、人権侵害に加担している企業への投資やその企業との取引を禁じ、違反企業に罰金を科したりする。しかし、いずれも深刻な人権侵害が起こつてからの事後対応であるうえ、グローバル化した金融市場には抜け道も多く、その抑止効果は限られている。経済面での人権侵害予防措置としては、NGOが中心となり、麻薬原料など違法な換金作物の栽培に生計を依存しがちな貧しい農村住民を貧困や過酷な不当労働から救うとともに、都市の人々の健康や生活を損なう麻薬組織の資金源も絶とうという目的もあつて始まつたフェアトレード普及の取り組みが挙げ

られよう<sup>③</sup>。近年では、「人権注意義務（ヒューマンライツ・デュー・ディリジェンス）」という、サプライチェーンのすべての過程で強制労働や児童労働を排除すべく企業に注意義務を課す消費国<sup>④</sup>と先進国側の新しい施策も導入され始めたが、しかし、さしあつたつてのフェアトレードの経済規模は小さく、フェアトレード基準順守の見返りとして生産者に支払われる奨励金のコストもあつて、それを回収しうるだけ高い付加価値を持つ商品作物の扱いが主となつていように見受けられる。

グローバル経済の主要な担い手である巨大企業をはじめとして多くの企業や経営者・投資家たちが人権問題解決になかなか積極的に関与しないのは、ひとつには、それが国家レベルの政治や司法の問題であつて、経済社会の手に余るからという理由は確かにあるう。しかし、同じように環境行政や環境関連諸立法の課題だと思われていた気候変動の問題に経済界が積極的に関与しうるようになっていくことを思えば、それが本質的な障害とは思われない。むしろ、人権侵害を生み出す人の偏見、欲望、衝動、恐怖、悪意などが、温暖化ガスのように数量的に測定できないばかりか、人間が生きていれば必ず排出せざるをえない二酸化炭素のような必要悪とはみなされないとこのころに根本的な原因があるだろう。すなわち、「対一九九〇年比X%人権抑

「圧状況改善」といったような数値的目標を立てられないだけでなく、たとえ数値化できたとしても「自由侵害権」というような権利を設定して、その取引を行うこともモラルに反するからである。もちろん、人権保護のためのアクションの価値をある程度金銭評価することは可能であり、実際になされてもいる。例えば、企業は、ブランド価値が高ければ高いほど、人権抑圧を座視することで生じるイメージ低下とそれに伴う売り上げ減少という損失を回避しようとし、その範囲で人権侵害撲滅の取り組みに対する金銭的インセンティブを得る。逆に、人権抑圧に反対することで得られる企業イメージの向上とそれに応じた集客効果も金銭的なインセンティブになるだろう。そのため、西側先進国におけるブラック・ライブズ・マター運動でも、ミー・トゥー運動でも、マイノリティたちの権利保護のための様々な運動でも、大企業はこれらに賛意を示し、差別やハラスメント、人権侵害に反対するメッセージを出すのに広告宣伝費を掛ける一方、ハラスメントや差別でやり玉に挙げられた著名人やキャスターの出演する番組への広告出稿や、強制労働で作られた可能性のある新疆綿の使用をとりやめる（もちろん高品質な新疆綿の代替品調達にかかる大きなコストがブランドイメージ向上と集客の利益を上回らない限りにおいてであろう）。

留意すべきは、企業や経済界が、人権保護へのインセンティブを持つているとしても、その規模が、各企業のブランド価値の獲得・維持コストや高付加価値換金作物の生産コスト、あるいは人件費等圧縮効果の範囲内にとどまる、という点である。経済規模は、温室効果ガス排出権取引をはじめとする環境関連ビジネスの規模には比すべくもなく小さい。このことは、畢竟、道徳観念に従って行動するわけではない現代の資本家たちに、人権問題への根本的取り組みを敬遠させてしまうだろう。ビジネス化されていない（すなわち、脱倫理化されていない）人権問題対処過程は、様々な倫理的立場を有する為政者や政治家の信念や都合に振り回されるし、結局、国是を異にする国同士のイデオロギー対立を乗り越えて自律的な展開を見せることにはならないからである。このようにいうと、「功利主義どころか、唾棄すべき功利一辺倒主義だ」というお叱りも受けるかもしれないが、現代のグローバル経済を支配する「超商業主義的資本主義社会」の中で、人権問題が、投資を行う価値の低い問題と認識されていることは、それ自体、人権問題解決の妨げとなる深刻な問題と認識されるべきというのが、ここで私の述べたいことの要点である。

倫理と人権の問題は、あらためて、時間をかけてじっくり議論すべき重要な問題と承知しているが、一点のみ、雑

駁な見通しを付け加えることをお許しいただきたい。もし、今後、グローバル経済の担い手たちを、少なくとも現在環境問題に取り組みさせている程度に人権問題に向き合わせる必要があるならば、彼らに、人権関連ビジネス創出のチャンスを与えるべきだと思う。もちろん、そのビジネス自体は脱倫理的な性格であることが多くの投資を引き寄せるために好ましいが、決して反倫理的な性質のものであってはならず、したがって、上述の「人権侵害権取引」のようなビジネスを成立させることは不適當である。むしろ、「人権尊重・自由促進」に貢献することに付与されるプレミアムジウムの導入において、私は、フェイクニュースの関連でインターネット上に広がる言論空間の問題点を指摘したが、少なくとも、この空間で、「人権尊重」と「自由の促進」が同時に最大限保証されることを、巨大ネット企業が請け負うのであれば、適切な国際機関の監督のもと、複数企業の競合状態を維持したうえで、その空間からの最大利益の寡占というプレミアムの享受を許してもよいとすら、個人的には思っている。実際には、検索エンジンの世界でもSNSの世界でも、すでに寡占状態にあって最大利益を享受している巨大企業は存在するから、まずそれらが提供しているサービスをいかに人類共通資産として国際的に管理し

ていくかを考えることが先決であろうが、やがてグローバルな公益性をベースに個人の自由を最大限発揮させる仕掛けはこの空間でこそ実現されるべきだろう。とまれ、ICT技術の進化は日進月歩、仮想現実空間でのメタバース関連の開発競争が激化する一方、AIが人間の知能を追い越すシンギュラリティも間近に迫っているという人もいる。いかなる新たな人権侵害の新形態が生まれ広がるかもわからない現在、人権問題については、環境問題以上に人類総力戦で取り組む必要があり、原則は倫理的に、方策はブラグマティックに、早急に体制づくりをしていく必要があるだろう。国家安全保障と自由という論議の糸口を掴むことさえ難しい問題は論じ残しているが、そのことを最後に記し、ご報告者や司会者、参加者の皆様に感謝して、本シンポジウムの後記としたい。

註

(1) Sustainable Development Goals は、日本では、「持続可能な開発目標」と訳されるが、development)に「開発(する)」という、何もないところから役立つものを生み出す、あるいは、そのままでは無能・無益なものを役立つものに変える行為を想起させる訳語を当てることは誤解を招くと思う。すなわち、国連は、一九九〇年以來、human development の価値を強調しつつ、それを「人々の選択の幅を拡げる過程 the process of enlarging people's choices」と定義しており (Human Development Report, 1997, p.15)、人々の選択の幅は、たとえ、それが、どんなに限られたものであったとしても、無価値ではない。それは、独力によっても他者との協調によっても、経済的な豊かさや技術・知識などの獲得を通じて、人々自らが「発展」させていくものであろうから、私は、「発展」という訳語を当てる(ハヤ)した。

(2) *Transforming our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, Preamble and Our Vision 8 <https://sdgs.un.org/2030agenda> 参考までに、国連人権高等弁務官事務所が作成した、SDGsと人権の相關関係を示した表から、SDGs がかわる人権項目をヒューマンライツ大阪の翻訳に従って、以下に挙げておこう。

[https://www.ohchr.org/Documents/Issues/MDGs/Post2015/SDG\\_HR\\_Table.pdf](https://www.ohchr.org/Documents/Issues/MDGs/Post2015/SDG_HR_Table.pdf)  
<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/sdgs/2018/10/sdgs-1.html> (ごちねい 二〇二二年一月四日最終閲覧)  
 【社会権】 十分な生活水準への権利、社会保障を受ける権

利、国際協力(世界の食糧供給の公平な分配の確保を含む)、健康への権利、母親と子どもへの特別な保護、科学の進歩とその応用による利益を享受する権利、教育を受ける権利、技術・職業訓練を含む、働く権利、公正かつ良好な労働条件を享受する権利、安全な飲料水と衛生への権利、公正かつ良好な労働条件を享受する権利、適切な住居への権利、文化的生活に参加する権利、自然災害からの保護、十分な食糧への権利と安全な飲料水への権利、【平等権】教育における女性と少女の平等な権利、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃、経済的な生活における女性の平等な権利、移住労働者の平等な権利、雇用に関する女性の平等な権利、貸付・融資サービスと農山漁村インフラへの女性の平等な権利、平等と非差別の権利、公的分野に参加する権利、公共交通、公共施設、公共サービスにアクセスできること、【自由権】生命への権利、子どもの数や出産間隔、時期を自由に決定できる権利、女性及び少女に対する暴力の撤廃、奴隷、強制労働、人身取引の禁止、児童労働の禁止、情報へのアクセスする権利、国際移住に関する条件の改善、移住者が収入と貯蓄を送金する権利、自己の天然の富及び資源を自由に処分するすべての人民の権利、拷問からの自由、あらゆる形態の暴力、虐待、搾取からの子どもへの保護、司法へのアクセスと適正手続の保障の権利、法的人格を持つ権利、すべての人民の自決の権利、すべての人民の発展と国際協力への権利、プライバシーの権利

(3) Pete Pattison, *Battery Life: Like Slave and Master? DMC Miners Toil for 30p an Hour to Fuel Electric Cars*, *The Guardian*, Nov. 7, (二〇二一年一月六日最終閲覧)「不

満を言えば即解雇 時給四六円…環境に優しいEV車のために「奴隷労働」させられるロシアの人々」『*Courrier Japon*』(二〇二一年一月二七日付)

[https://courrier.jp/news/archives/269300/?utm\\_source=article\\_link&utm\\_medium=longread\\_upper-button&utm\\_campaign=articleid\\_269301](https://courrier.jp/news/archives/269300/?utm_source=article_link&utm_medium=longread_upper-button&utm_campaign=articleid_269301) (二〇二一年一月六日最終閲覧)

(4) 炭素取引市場の規模は、二〇二〇年で二三百七十億ユーロであり、二〇五〇年には二兆ユーロに届く可能性があるという。Sarah McFarlane, *Energy Traders See Big Money in Carbon-Emissions Markets, The Wall Street Journal*, Sept. 2.

<https://jp.wsj.com/articles/energy-traders-see-big-money-in-carbon-emissions-markets-11630539900> (二〇二一年一月三〇日最終閲覧)

(5) プランコ・ミラノヴィッチ『資本主義だけ残った世界を制するシステムの未来』みすず書房、二〇二一年、二二頁以下の説得力ある論述を参照。

(6) <https://www.state.gov/submit-for-democracy/> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/mishu/page3\\_003174.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/mishu/page3_003174.html) (それぞれ二〇二一年一月四日最終閲覧)

(7) <http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/44691/Document/1717212/1717212.htm> ; [https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202112/20211205\\_10462534.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202112/20211205_10462534.shtml) (それぞれ二〇二一年一月四日最終閲覧)

(8) V-Dem Institute, *Democracy Report 2021: Autocratization*

*Turns Viral*, University Gothenburg. [https://www.v-dem.net/static/website/files/dr/dr\\_2021.pdf](https://www.v-dem.net/static/website/files/dr/dr_2021.pdf)

(9) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/12/09/remarks-by-president-biden-at-the-summit-for-democracy-opening-session/> (二〇二一年一月四日最終閲覧)

(10) World Inequality Report 2022 - WID - World Inequality Database は、「性差不平等は世界全体では依然としてかなり存在しており、各国内での(解消)進展はあまりに遅く」と指摘している。

(11) 世界銀行の見積もりでは、絶対的貧困水準(購買力平価で日額一・九ドルの生活費)にあるひとびとの数は約七・三億人と見積もられる一方、中所得国や高中所得国での基礎的な最低生活費の高さを考慮して収入分布の中央値の半分以下をベーシックな生活を維持するのに精一杯とみなす貧困水準(これを社会的貧困水準と呼ぶ)の考え方を適用すれば、それ以下にあるひとびとの数は二億人という。前者の数は、一九九〇年の二億人、二〇一〇年の一億人に比べ目立って減少しているが、後者の数は、一九九〇年に二億四千人、二〇一〇年に二億五千人であったので、その減少スピードはきわめて鈍く。

<https://datatopics.worldbank.org/world-development-indicators/stories/social-poverty-a-global-measure-of-relative-poverty.html> (二〇二一年一月四日最終閲覧)

(12) <https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/fb958d50-en.pdf?expires=1641194567&id=id&accname=guest&checksum=FDDBE811AA42EB46CB3FFE475890486EA>



後記(浦野)

(二〇二二年一月四日最終閲覧)

- (13) Fairtrade International の年次報告書によれば、二〇二〇年の段階で、世界でフェアトレードの国際認証を取得した企業は、二五五二社、また、二〇一八年の段階で、フェアトレード商品の売り上げは一〇〇億ユーロ弱であった。  
<https://www.fairtrade.net/library/2020-2021-annual-report>; <https://www.fairtrade.net/library/2018-19-annual-report-choosing-a-fairer-future-through-trade>
- (14) OHCHR, *Corporate Human Rights Due Diligence – Identifying and Leveraging Emerging Practices*  
<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/CorporateHRDDueDiligence.aspx>

(本学文学部教授)